

審議会等の会議の公開に関する指針

(平成12年1月4日市長通知)

改正 平成26年3月26日 市長決裁

1 目的

この指針は、審議会等の会議（以下「会議」という。）を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、市民参加による民主的な市政の一層の推進に寄与することを目的とする。

2 公開の対象となる会議

この指針の対象となる会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例により市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開

会議は、次の各号に該当する場合を除き、原則として公開するものとする。

- (1) 会議において、飯能市情報公開条例（平成11年条例第1号）第5条に定める不開示情報に該当する事項について審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

4 公開・非公開の決定

会議の公開又は非公開の決定は、審議会等が行う。

また、審議会等が非公開の決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等は、公開で行う会議については、会場に傍聴席を設け、市民に傍聴を認めるものとする。
- (2) 審議会等の長は、会場の秩序の維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴者の退席を命ずることができる。
- (3) 審議会等の長は、審議に関して提出された資料について、原則としてこれを傍聴者に閲覧させるものとする。

6 会議開催の周知

- (1) 会議の日程等は、事前に公表するものとし、会議の開催日の2週間前までに行うものとする。ただし、会議の開催が急を要し、事前に公表する暇がないときは、この限りでない。
- (2) 会議の事前公表は、次に掲げる事項を記載した審議会等の会議開催のお知

らせ（別記様式）を市役所前掲示場及びインターネットのホームページに掲示し、並びに市政資料コーナーにおいて閲覧に供することにより行う。

- ア 会議の名称
- イ 議題及び公開・非公開の別
- ウ 開催の日時及び場所
- エ 傍聴者の定員
- オ 非公開の理由
- カ 傍聴手続に係る特記事項
- キ 問合せ先
- ク その他

7 会議録の作成と公開

- (1) 審議会等は、全ての会議の会議録を別に定める会議録標準作成要領により作成し、会議資料とともに保存する。
- (2) 前号の会議録の公開については、飯能市情報公開条例の定めるところによる。

8 運用状況の公表

市長は、会議の公開の状況を年1回公表するものとする。

9 適用期日

この指針は、平成12年4月1日以後に開催する会議から適用する。

別記様式

審議会等の会議開催のお知らせ

- 1 会議の名称
- 2 議題及び公開・非公開の別
 - (1)
 - (2)
 - (3)
- 3 開催日時
- 4 開催場所
- 5 傍聴者の定員
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴手続に係る特記事項
- 8 問合せ先
- 9 その他